

高知県環境基本条例

(林業環境政策課)

○経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

○特色

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

○概要

前文（抜粋）

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

- 第1節 環境基本計画
- 第9条 環境基本計画
- 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等
- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好的景観の形成
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備
- 第3節 地球環境の保全
- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画 第三次計画の推進

(林業環境政策課)

○経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的な施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しましたが、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を策定し、これまで環境施策に取り組んできました。

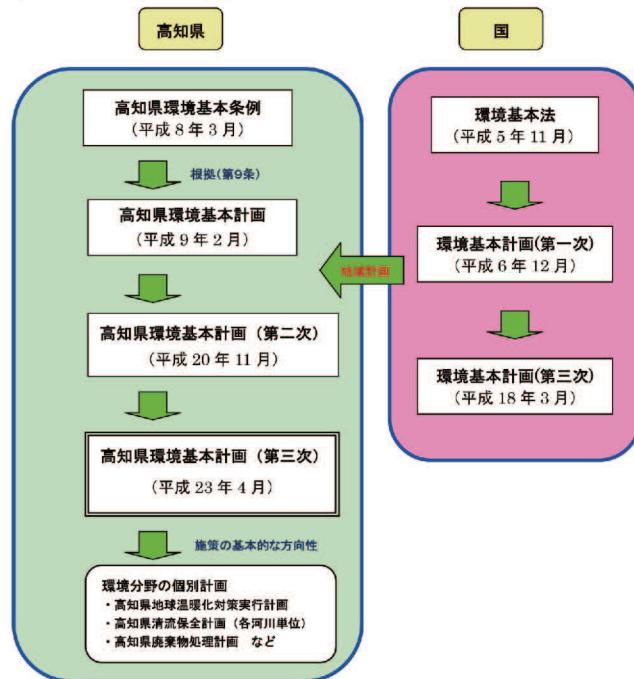
今回、計画期間の終了に伴い、新たに「高知県環境基本計画第三次計画」を平成23年4月に策定しました。

○概要

■高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境分野における個別計画の具体的な施策や目標等に基本的な方向性を与えるもの

【計画の位置付け】



■計画の基本的な考え方

高知は地球の循環モデル ～空・山・川・海みんなともだち～

- (1) 環境のトップ・プランナーとして本県発の企画・提案などを全国へ情報発信
- (2) 再生可能エネルギーの導入をはじめとする本県ならではの新たな環境ビジネスの振興

■計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

■めざすべき将来像

めざすべき将来像は次の3つの社会とし、県全体の統合的な取組を進めていきます。

- (1) 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会
- (3) 社会の基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

【将来像の達成に向けた取組（イメージ図）】



■計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組（3Rの推進等）
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

■各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2015年（平成27年）度までの5ヶ年でめざす各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

| 分野 | 達成度の指標 |
|-----------|---|
| 地球温暖化への対策 | 県内の温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）比で31%削減を達成します。 ※目標年度は2020年（平成32年）度 |

| 分野 | 達成度の指標 | 分野 | 達成度の指標 |
|-------------------|--|-------------------|--|
| 循環型社会への取組（3Rの推進等） | <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日956g以下に削減します。 ・産業廃棄物の排出量を年間114万9千t以下に削減します。 | 環境学習の推進とネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・「森のようちえんネットワーク」の実施団体が行う、自然体験活動への参加延べ人数を年間800人以上とします。 ・地域と協働して取り組む環境保全活動を公立高校の8割で実施します。 ・環境学習を行うにあたって、企画運営を行うプロデューサーを延べ48人、環境団体をつなぐコーディネーターを延べ120人以上養成します。 ・4テーマ（山・川・海・街）による環境学習プログラムの開発及びプログラム集の作成を行い、小・中学校や社会教育施設等に配布し、環境教育の内容を充実します。 <p>※目標年度は2013年(平成25年)度</p> |
| 自然環境を守る取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内民有林の3ヶ年間（H21～23）の間伐面積を4万5千haとします。 ※目標年度は2011年(平成23年)度 ・公共土木工事の木材利用量を工事費1億円当たり基準値（H16～20の平均値）の1.5倍とします。 ※目標年度は2014年(平成26年)度 ・公共用水域における（BOD／CODのみ）に係る環境基準達成率を93%以上（BOD：95%以上、COD：85%以上）とします。 ・地下水における水質汚濁に係る環境基準達成率を94%以上とします。 ・特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ3万頭、イノシシ6千頭とします。 | 連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数（新規・更新）を増加させ、締結市町村を全市町村に広げます。 ・オフセット・クレジット（J-VER）制度によるH23削減クレジットを4千5百t-co2創出するとともに、H18～23（累計）の吸収クレジットを6万t-co2創出します。 ※目標年度は2011年(平成23年)度 ・木質バイオマスの年間利用量を13万2千tとします。 ※目標年度は2011年(平成23年)度 ・環境保全型農業を推進し、以下の目標を達成します。 <ul style="list-style-type: none"> 【天敵導入農家率】 ナス類：65% ピーマン類：80% ミョウガ：90% 【土壤診断処方箋点数】 野菜：9,200点 【生産履歴記帳率】 100% 【エコシステム認証取得率】 80% <p>※目標年度は2011年(平成23年)度</p> ・リサイクル製品等認定制度によるリサイクル製品を100件以上、環境配慮型事業所（エコショッピングを含む）の認定数を20件以上とします。 |
| 環境ビジネスの振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する啓発活動 ・環境活動の実行 ・環境に配慮した事業活動 ・環境関連施策の実施 | 連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報提供・普及啓発 ・環境に配慮した事業活動 ・環境関連施策の実施 |

■計画の推進体制

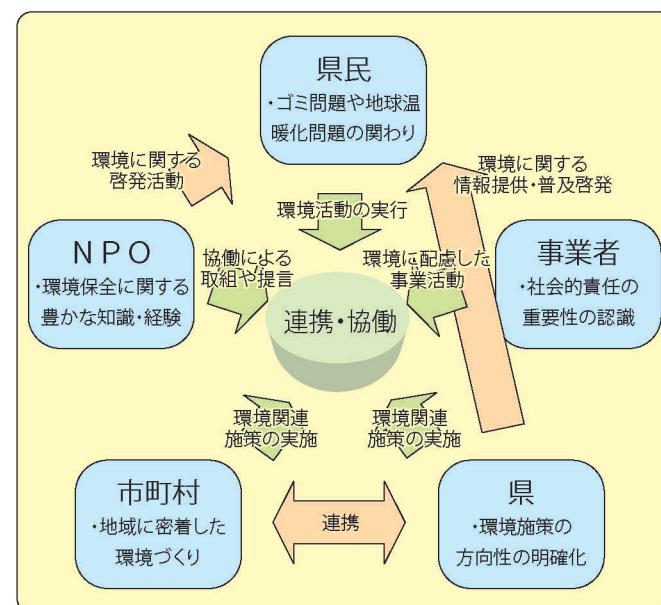
(1) 計画の推進体制

府内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

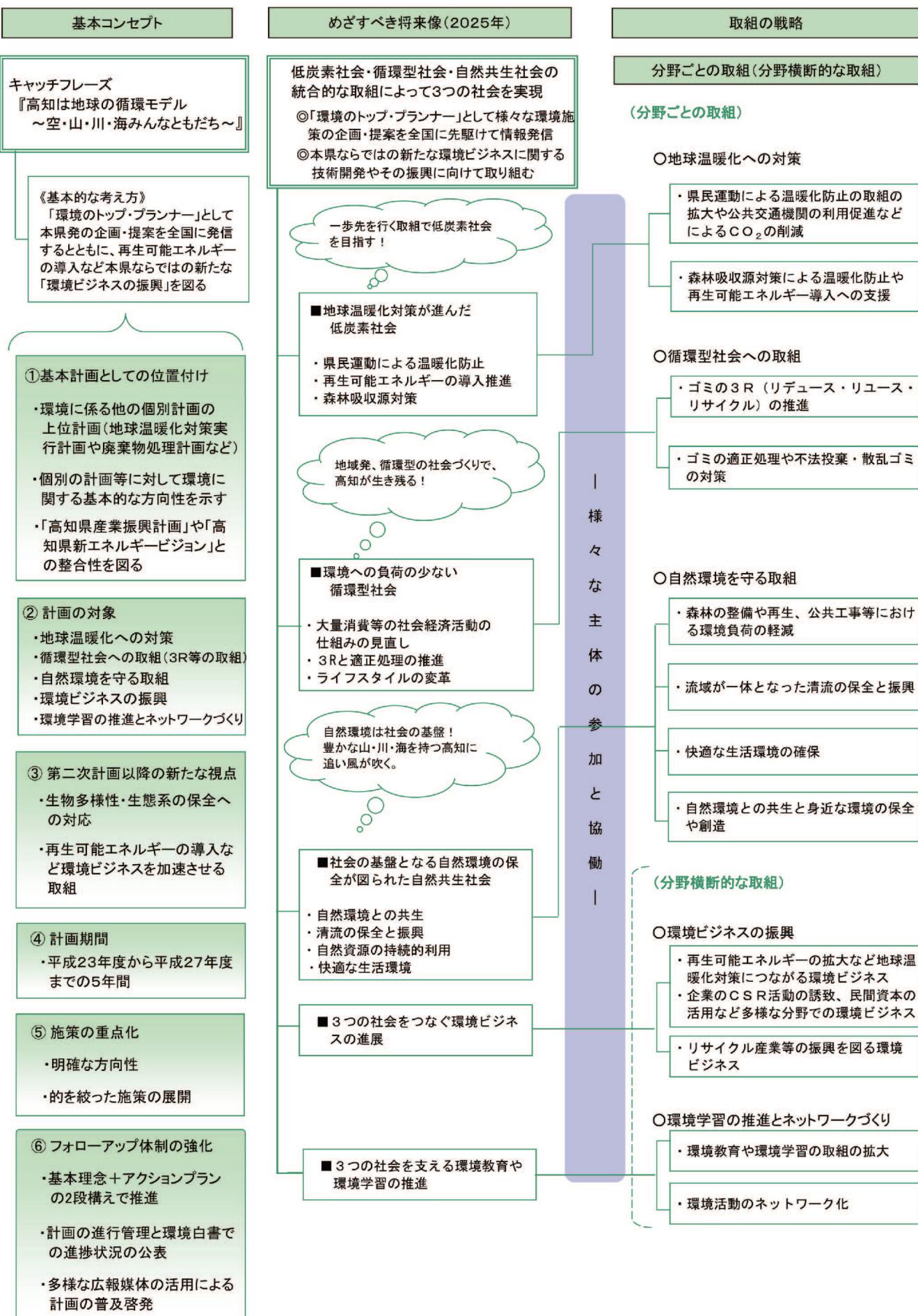
(2) 計画の進行管理

P D C Aサイクルの考え方に基づく進行の点検を行なうとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行ないます。

【計画の推進体制】



■事業体系表



高知県環境審議会

(林業環境政策課)

○経緯

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

| 部会名 | 所掌事務 |
|--------|---|
| 総合部会 | <ul style="list-style-type: none"> 一 部会の審議に関する総合調整に関すること 二 環境の保全に関する基本的事項に関すること 三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること |
| 水環境部会 | 水質、地盤沈下その他水環境に係る重要な事項に関すること |
| 生活環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> 一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要な事項に関すること 二 廃棄物処理に係る重要な事項に関すること |
| 自然環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> 一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること 二 県立自然公園に係る重要な事項に関すること 三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること |
| 温泉部会 | 温泉に係る事項に関すること |

【審議会及び各部会の開催実績（平成22年度）】

| 開催日 | 会議名 | 議題 |
|-----------------------|--------|--|
| H23.2.4 | 環境審議会 | <p>報告事項</p> <p>(1) 高知県環境基本計画第三次計画の策定について (2) 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について (3) 温泉に関する土地の掘削許可等について (4) 高知県廃棄物処理計画(H23～H27)の策定について</p> <p>審議事項</p> <p>(1) 高知県環境基本計画第三次計画(素案)について</p> |
| H23.3.30 | 総合部会 | (1) 高知県環境基本計画第三次計画の策定について |
| H23.2.4 | 水環境部会 | (1) 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について |
| H22.10.14 H23.1.13 | 生活環境部会 | (1) 高知県廃棄物処理計画(H23～H27)の策定について |
| H22.8.26 H23.2.21 | 温泉部会 | (1) 温泉法第3条の規定による温泉ゆう出目的の土地掘削許可について |



高知県環境審議会の様子(H23.2.4)

環境活動支援センター えこらぼの活動

(新エネルギー推進課)

○現状と課題

県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」は、平成18年4月にこうち男女共同参画センター3階に開設されました。

センターの運営は、県内の環境活動を行う個人・団体が幅広く参加したネットワーク組織である「特定非営利活動法人環境の杜こうち」が県からの委託を受けて行うとともに、県の指定を受けて「高知県地球温暖化防止活動推進センター」の業務も併せて行っています。

今後、地球温暖化対策における民生分野の取組推進が重要となってくることから、組織体制の整備や中間支援組織としての機能強化が必要です。

○施策の展開

(実施した取組)

1 環境活動の支援

情報発信、ミーティング・交流スペースの提供、活動への助成のアドバイスなど、活動を行うグループやN P O団体の活動を支援しました。

(1) 情報発信事業

メールニュースやホームページ等で、イベント等情報の紹介や「えこらぼエコテント」を開催しました。

■えこらぼエコテント

①環境学習体験などを行う「えこらぼのエコテント」を開催しました。

平成22年度は、県内7市町村で計10回開催し、約1,600名の方にご参加いただきました。



えこらぼのエコテントの様子

②平成23年1月15日に「こうち男女共同参画センター ソーレ」で、「変身・チェンジ・かわる」をテーマに「ソーレこどもワンダーランド」と題して「えこらぼの文化祭」を開催しました。



えこらぼの文化祭パネル展示

(2) 環境にやさしい買い物キャンペーン

ペットボトルやトレー、レジ袋といったプラスチックなどの容器包装類を、いかに減らすことができるかが、家庭ごみを減らすポイントになっています。

消費者自らが取り組むことのできる事例を紹介しながら、身近な買い物から環境にやさしいライフスタイルの実践を呼びかけるため、昨年10月に引き続き平成23年度も10月1日から11月30までの間、「男も(女も)持つぞ！マイバッグキャンペーン」を県下一斉に開催します。

【キャンペーン内容】

職場等のグループ単位で参加登録し、期間中に断ったレジ袋の枚数を集計して算出したCO2削減量を競います。総削減量と参加1人当たり削減量が上位のグループを高知県地球温暖化防止県民会議総会で表彰します。



男も(女も)持つぞ！マイバッグキャンペーンチラシ

(3) 環境活動団体への支援

環境活動団体へ補助金などの外部資金を紹介

平成22年度実績：紹介件数15件

獲得(決定)件数：9件(前年度申請の3件含む)

2 環境学習の推進

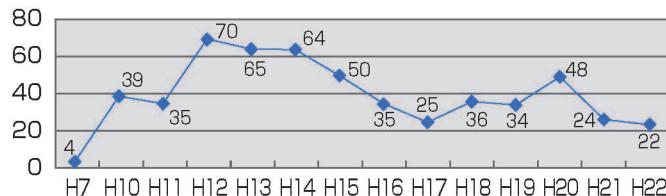
講師の紹介・派遣や学習機材を搭載した移動環境学習車「ECOまなぶ」の貸し出しなどにより、学校や地域での環境学習の支援をしました。

また、環境省が行うこともエコクラブ事業の県事務局として、こども達が地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

(1) こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ登録数 22クラブ
(平成23年3月31日現在)

高知県のこどもエコクラブ数の推移 (H23.3現在)



平成21年度に学校の継続登録の中止等により、登録数は減少しましたが、22のクラブが活動しています。

平成23年1月15日に、こどもエコクラブ交流会がこうち男女共同参画センター ソーレで開かれました。

県内2クラブ14名の方が参加して、それぞれの活動をまとめた壁紙新聞等を使った活動発表をしました。また、サポーターの意見交換会も開催しました。

こどもエコクラブ交流会参加団体

- フジこどもエコクラブ高知（高知市）
- Happiness（香南市）



エコクラブ交流会の様子

(2) 環境学習講師派遣

学校や地域のイベント等へえこらぼに登録された環境学習講師を紹介・派遣しています。
平成22年度実績

講師紹介・派遣件数：50件（えこらぼのエコメント（えこらぼ主催イベント）の20件含む）

(3) 移動環境学習車・環境学習機材の貸し出し

ECOまなぶ（1.5tガソリン車 普通免許で運転可）や環境学習機材を、無料で貸し出しています。（ECOまなぶの燃料は実費負担いただきますが、学校での使用の場合には燃料費は無料です。）



ECOまなぶ

※平成22年度貸し出し実績

ECOまなぶの貸出：16回

環境学習機材のみの貸出：106回

(4) 学校移動博物館「土佐の動物」

子どもたちに、身近にいる小動物の実物資料（剥製や骨格標本）に接してもらうために、数日間学校廊下や空き部屋に展示した後、講師が訪問し授業を行います。



学校移動博物館「土佐の動物」の様子

(5) 50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業の実施

学校での省エネ活動を推進するため、平成18年からCO₂CO₂（コツコツ）削減コンテストを実施しています。

平成22年度は、電気・水道使用量の削減量をCO₂に換算して削減割合を競いました。

- コンテストの対象時期：9月～12月
- コンテストへの参加校：40校（小学校7校・中学校1校・高等学校32校）
- 削減量：-20,237kg-CO₂（参加40校の過去3年間平均排出量と平成22年の排出量より算出した値との比較）



コンテスト表彰式(会場 ソーリ)表彰状は間伐材製

(6) 環境学習プログラムづくり

高知県内の小・中・高等学校を主な対象に、環境学習プログラムを紹介するパンフレットを作成し、1,600部を県内の学校に配布しました。



えこらぼの環境学習活動支援パンフレット

3 地球温暖化防止活動推進センターの活動

(1) 高知県地球温暖化防止活動推進員

県では、平成18年度から、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱しています。

推進員は、自らの活動や、県や市町村などが行う地球温暖化防止に関する行事などへの参加を通じて、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから地球温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスやお手伝いをします。平成23年6月末現在で、50名の推進員が県内で活動しています。

地球温暖化防止活動推進センターでは、推進員に、地球温暖化に関する知識や普及啓発の方法について、研修を行うなど、その活動をサポートしています。また、推進員の養成にも取り組んでおり、平成23年度は県内4ヶ所で養成講座を開催します。



平成23年度高知県地球温暖化防止活動推進員養成講座チラシ

(2) 高知県省エネマイスター

県では、平成19年度から地球温暖化防止の有効な手段として省エネ家電の普及を図る「高知県省エネマイスター」を登録しています。

「省エネマイスター」は、家電販売店の従業員という立場で省エネ家電の知識を地域や店頭で普及するなど、地球温暖化防止活動を地域の中で広げていこうとする方々です。

平成23年3月現在で、51名の方が登録されています。

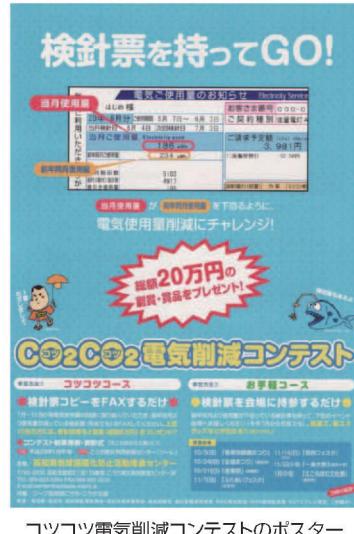


省エネマイスターのステッカー

(3) CO2CO2（コツコツ）電気削減コンテストの実施

身近なエコで「CO2削減」に取り組んでもらうため、高知県内の家庭を対象に、電気使用量を前年同月と比較し、削減率を競い合う取り組みを行っています。

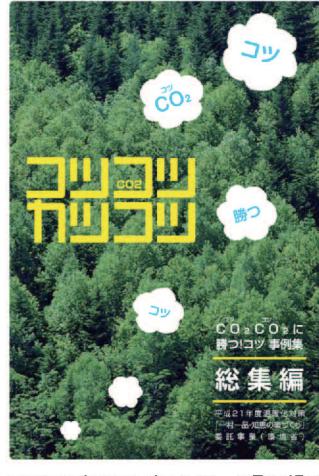
平成22年度は368名の方から申請があり、上位10名が表彰されました。7月から12月のコンテスト期間中の総CO2削減量は約8tに達しました。



コツコツ電気削減コンテストのポスター

(4) コツコツカツコツキャンペーン（温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業）の実施

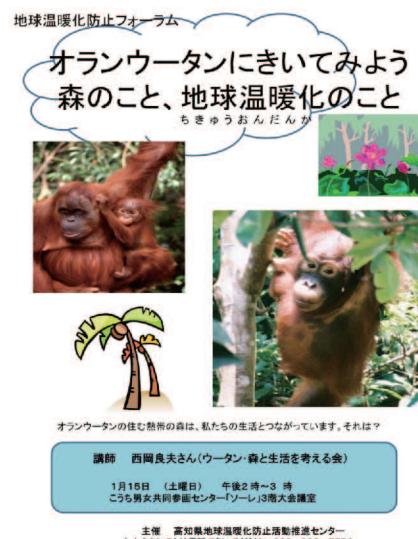
「一村一品・知恵の環づくり」事業は、環境省が19年度から21年度まで、全国各地での地球温暖化対策を掘り起こし、全国的な盛り上がりをつくりようと実施しました。地球温暖化防止活動推進センターもキャンペーンと併せて、取組のコンテストを実施し、平成21年度の県内のキャンペーンには114件の応募があり、県代表は全国大会で見事『優秀賞』を受賞しました。



コツコツカツコツキャンペーン取り組み紹介冊子CO2に勝つコツ事例集 -総集編-

(5) 地球温暖化防止フォーラムの開催

平成23年1月15日、環境活動支援センターえこらぼの文化祭と併せて、「地球温暖化防止フォーラム」を開催しました。当日は、「オランウータンに学ぶ地球温暖化」と題して、オランウータンの住む熱帯雨林の破壊と地球温暖化の関係について、講演を行いました。

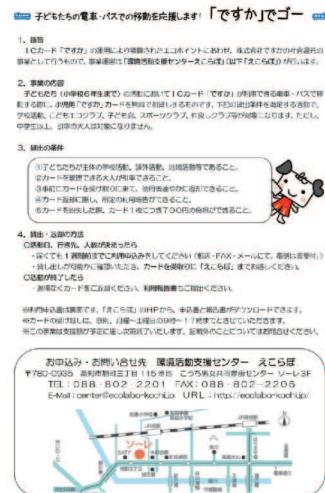


地球温暖化防止フォーラムのチラシ

(6) 交通エコポイント社会還元事業「ですか」でゴー

ICカード「ですか」の運用により積算されたエコポイントを還元する事業として、高知県内の小学生が校外学習等で路面電車、バスを利用する際に小学生用の「ですか」カードを貸し出し、公共交通の利用を通じた地球温暖化防止の啓発活動を行いました。

平成23年3月末時点の利用件数は50件、利用者数は1,545人でした。



「ですか」でゴー募集チラシ

(7) 普及・啓発事業の実施

環境月間や地球温暖化防止月間に、県庁正面玄関ロビーでのパネル展を開催するなど、幅広い普及啓発事業を企画・実施しています。

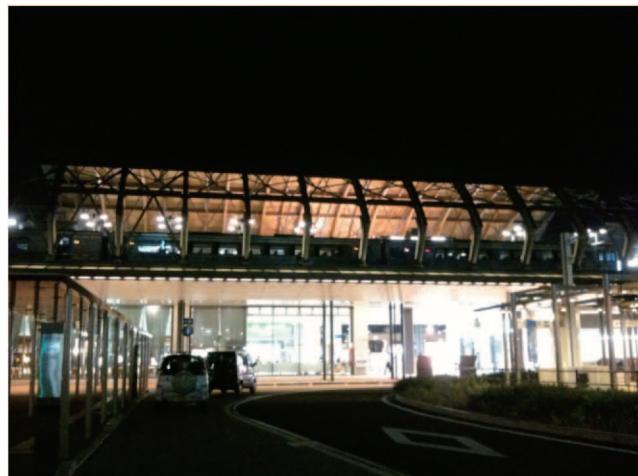


平成22年12月県庁ロビー展(地球温暖化の影響展
～日本各地で報告される動植物の変化・世界の影響～)の様子



平成23年6月のロビー展(夏の省エネ対策)の様子
※平成23年6月は県庁ロビーが使用できないため、
高知市役所ピロティで開催した。

また、平成23年度は、6月22日夏至ライトダウンと、7月7日七夕ライトダウン、9月12日ムーンナイトSHIKOKUの3回、午後8時から10時まで、県内の施設が参加したライトダウンキャンペーンを実施し、地球温暖化防止に向けた取組であるイルミネーション等の一斉消灯を実施しました。



ライトダウンキャンペーン実施前(高知駅)



ライトダウンキャンペーン実施中(高知駅)

(実施しようとする取組)

引き続き、環境学習の支援を充実し、中間支援組織としての機能を強化することにより、県民、事業者、各種団体及び行政機関等が連携・協働した温室効果ガスの削減活動が推進されるよう取り組みます。

環境活動支援センターえこらぼ (高知県地球温暖化防止活動推進センター)

場所：高知市旭町3丁目115番地
　　こうち男女共同参画センター
　　「ソーレ」3階
利用時間（日曜・祝日・年末年始閉館）
火～金：9:00～19:00
月・土・第2水曜日：9:00～17:00
TEL 088-802-2201
FAX 088-802-2205
E-mail center@ecolabo-kochi.jp
URL http://ecolabo-kochi.jp

豊かな環境づくりの支援 (豊かな環境づくり総合支援事業)

(林業環境政策課)

○概要

「高知県環境基本計画第三次計画」の目指す3つの社会づくり（低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり）の方向性に沿った取組であり、当該計画の対象となる5つの分野（①地球温暖化への対策、②循環型社会への取組（3Rの推進等）、③自然環境を守る取組、④環境ビジネスの振興、⑤環境学習の推進とネットワークづくり）の以下に掲げるハード及びソフト事業に要する費用に対して補助を行います。

[対象事業]

- ・地球温暖化防止県民会議推進事業
- ・豊かな流域づくり活動支援事業
- ・その他、特に知事が必要と認める事業
(森林環境の保全に関する事業を除く。)

■平成22年度採択事業

| 募集 監理番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業実施者 | 事業費 | |
|------------|------------------------------|--|------------------------|-------|-------|
| | | | | 総事業費 | 補助金額 |
| 1次 | 1 次世代マキ(薪)パーク整備及び運営ガイドラインの策定 | 森林資源の活用のため、薪利用の普及促進の仕組みづくりを行う薪俱楽部の立ち上げと運営及び薪フェスティバルを実施し、新エネルギーの導入・普及を通じて地球温暖化防止対策の推進を図る。 | 特定非営利活動法人土佐の森・家賀隊 | 319 | 319 |
| | 2 土佐市環境啓発事業 | 市民による地球温暖化防止の取り組みを推進するため、土佐市地球温暖化対策地域協議会を立ち上げ、団体の育成を図るとともに、環境講座や小中学校への出前学習、緑のカーテン普及活動等を実施し、市民の環境活動の促進を図る。 | 土佐市 | 1,812 | 886 |
| | 3 安田川清流保全環境啓発事業 | 安田川における環境保全啓発と安田川への関心を喚起するため、野外環境学習会を開催し、生徒が主体となった安田川の水質調査を実施することにより、河川環境保全の重要性や生活排水の改善に関する普及啓発を行う。 | 馬路村 | 210 | 105 |
| | 4 巡回展「高知県の環境問題」の開催 | 高知県における気象や森林、河川、動植物等様々な分野の環境問題の現状と課題について、実物資料である標本やレプリカ、調査観察機材などを用いて紹介する環境学習活動を移動博物館形式で開催し、多くの県民ならびに来県者に普及啓発を行う。 | 特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター | 510 | 500 |
| 2次 | 5 安田川環境保全事業 | 自然の石を使って行う「近自然工事」を施工し、魚の休み場や産卵場所を確保し、自然に近い状態に戻すとともに、馬路地区的住民による家庭排水などの環境浄化活動を実施することで、住民への普及啓発及び主体的な関わりの促進を図り、安田川の再生に繋げる。 | 馬路村 | 1,900 | 950 |
| | 6 タンボポ調査2010・高知県総括事業 | タンボポ調査から得られたデータを解析し、タンボポ地図の作成や成果報告会の開催、小学生用「タンボポ」環境学習教材の印刷を行い、広報・教育普及活動を実施する。また、タンボポ調査により築いたボランティアネットワークを強化し、今後の植物調査活動へ繋げていく。 | 財団法人高知県牧野記念財団 | 340 | 160 |
| | 7 仁淀川環境保全意欲促進事業 | 仁淀川の現状を伝えるため、環境の変化や水質について写真やパネルを作製し、わかりやすく紹介するとともに、竹灯りを作成し、地域イベントで清流保全活動の広報に活用することで、地域住民等の仁淀川の環境保全に対する意識の向上を図り、環境保全活動への参加意欲の向上や一斉清掃活動への積極的な参加へ繋げていく。 | いの町観光協会 | 485 | 485 |
| | 8 エコプロジェクト2010 IN 仁淀川 | 第2次仁淀川清流保全計画の推進のため、①仁淀川に親しむプロジェクト（力又ー教室と森林資源の活用）②仁淀川を考えるプロジェクト（仁淀高校水質調査の継承＆水生生物調査の実施）③仁淀川を守るプロジェクト（仁淀川河口ゴミ調査セミナーの検証）を実施するとともに、事業総括として仁淀川シンポジウムを開催し、仁淀川の大切さや課題認識、今後の清流保全を住民とともに考え、実践に繋げていく。 | によど自然素材等活用研究会 | 505 | 500 |
| | 9 エコホテル 地球にやさしい“おもてなし”推進事業 | 「環境と観光立県こうち」を実現するため、旅館ホテル事業者を対象に、環境マネジメントシステムの構築を視野に入れた調査を実施するとともに、県民を対象としたエコホテルへの意識調査とスマスマティアを活用した体験調査を実施する。また事業者、県民がグリーンサービスに対する理解を深めるため、事例に学ぶフォーラムを実施し、高知県らしい環境に配慮した取り組みを進めるための提案を行なう。 | 高知県環境カウンセラーアソシエイション | 465 | 465 |
| 3次 | 10 錦川交流推進事業 | 錦川上・下流域交流事業として水質検査やホタルスポットづくり、親子での自然体験などを実施し、流域住民の錦川に対する環境保全意識の高揚を図る。また、情報交流会の開催や錦川流域の情報発信に取り組み、錦川に親しむ人口を増やし、錦川流域の活性化を図る。 | 錦川こども祭実行委員会 | 394 | 394 |
| | 11 高知の海の温暖化影響啓発事業 | 高知県沿岸海域における温暖化の影響について、広く県民に考えもらうため、県内の研究機関と連携し、高知の海の温暖化に関する啓発パネルを作成、県内各地で実施されている環境活動における資料として活用し、温暖化の影響について普及啓発を図る。 | 特定非営利活動法人環境の社こうち | 504 | 500 |
| | 12 「買い家電の知識」おひろめ推進事業 | 「買い家電の知識」の告知パンフレット等を作成し、公共団体や事業団体主催の催事で省エネ（低炭素社会づくり）への取り組みを提案する。また、モニター家庭を募集し、メンテナンスによる省エネ効果を体験してもらい、家庭における省エネで快適な生活のあり方を体得してもらうとともに、地球温暖化防止推進員、省エネマイスターらで情報共有し、県民への省エネ活動の普及に活用する。 | 高知県電機商業組合 | 556 | 500 |
| 4次 | 13 服のリサイクルサークルIN仁淀川 | リサイクルや地球温暖化対策への関心を高めながら、身近な仁淀川の清流保全につながる活動を行うため、関連団体と連携し、服の循環イベント（服のリサイクル販売及び関係各団体等の環境保全活動等のPR、エコ体験）を実施し、エコ意識の向上や、活動による売上金を仁淀川清流保全計画の今後の推進活動に活用していく地域の持続可能な環境保全活動のモデル事業として実践し、高知県内への活動普及につなげる。 | エコネコ | 432 | 432 |
| | 14 小学生のための温暖化防止オリジナル紙芝居作り事業 | 小学校3・4年生を対象とした紙芝居を作成し、高知県地球温暖化防止活動推進員が行なう授業や温暖化防止セミナーなどで活用するとともに、一般への貸出を行い、地球温暖化防止活動の推進を図る。 | 高知県地球温暖化防止活動推進員連絡会 | 503 | 500 |
| | 15 柏島の海の生き物パネル作成事業 | 大月町柏島周辺海域に生息している海の生き物に関する説明パネルを作成し、子ども向けの体験実感学習や修学旅行、成人対象のエコツアーや講習会の資料として活用するとともに、学校や関係施設、イベント開催時に貸出を行い、海洋生物への関心や理解を深め、自然環境を守る取組の推進を図る。 | 特定非営利活動法人黒潮実感センター | 510 | 500 |
| 合 計 | | 15件 | | 9,445 | 7,196 |

環境影響評価制度

(環境共生課)

○現状と課題

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

○国・県の制度の状況と運用

環境影響評価法が平成11年6月に、また、環境影響評価条例が平成11年10月に施行され、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続が実施されています。

環境影響評価法に基づき、手続を実施した開発事業を表1に、また、高知県環境影響評価条例に基づき、手続を実施した開発事業を表2に示します。

表1【環境影響評価法に基づく環境アセスメント実施状況】

| | |
|-------------------------|----------------------------|
| 事業の名称 | 太平洋セメント土佐工場発電所 3号発電設備建設 |
| 建設地 | 高知市孕東町 |
| 事業者名 | 太平洋セメント(株) |
| 規模等 | 火力発電所出力167,000kw |
| 方法書 ^{※1} 受理年月日 | H11.8.30 |
| 準備書 ^{※2} 受理年月日 | H13.12.12 |
| 評価書 ^{※3} 受理年月日 | H14.12.18 |

表2【高知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント実施状況】

| | | |
|-------------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 事業の名称 | 一般国道493号 東洋北川線 | 都市計画道路 窪川佐賀線 |
| 建設地 | 東洋町～北川村 | 窪川町 (現四十町) ～ 佐賀町 (現黒潮町) |
| 事業者名 | 高知県 | 国土交通省 ※アセス主体は 高知県 (都市計画決定権者) |
| 規模等 | 地域高規格道路 4車線約7km | 一般国道 自動車専用道路 2車線約17km |
| 方法書 ^{※1} 受理年月日 | H12.6.29 | H12.10.23 |
| 準備書 ^{※2} 受理年月日 | | H15.12.11 |
| 評価書 ^{※3} 受理年月日 | | H16.11.2 |

※1 方法書

環境アセスメントの調査の方法などを示した計画

※2 準備書

方法書に基づき、調査・予測・評価した結果

※3 評価書

準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kochiasses.html>

また、同条例の対象事業一覧表を表3に示します。

表3【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

| 対象事業の種類 | | 第1種事業 | 第2種事業 |
|------------------------------|---|---|--|
| ①道路 | 一般国道、県道、市町村道 林道 農道 | 4車線・10km以上 — 幅員6.5m・20km以上 — | 4車線・5km以上10km未満 2車線・10km以上(特別地域) 幅員6.5m・10km以上20km未満 2車線・10km以上(特別地域) |
| ②河川 | ダム 堰 放水路 | 貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上 | 貯水面積50ha以上100ha未満 湛水面積50ha以上100ha未満 土地改変面積50ha以上100ha未満 |
| ③鉄道 | 普通鉄道 軌道 | 長さ10km以上 長さ10km以上 | 長さ5km以上10km未満 長さ5km以上10km未満 |
| ④飛行場 | | 滑走路長2500m以上 | 滑走路長1250m以上2500m未満 |
| ⑤発電所 | 水力発電所 火力発電所(地熱以外) | 出力3万kw以上 出力15万kw以上 | 出力1.5万kw以上3万kw未満 出力7.5万kw以上15万kw未満 |
| ⑥廃棄物処理施設 | 最終処分場 一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設 し尿処理施設 | 面積30ha以上 処理能力100t/日以上 処理能力100t/日以上 処理能力100kl/日以上 | 面積15ha以上30ha未満 — — — |
| ⑦公有水面の埋立て及び干拓 | | 面積50ha超 | 面積25ha以上50ha以下 |
| ⑧下水道終末処理場 | | 計画排水量2万m³/日以上 | — |
| ⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業) | | 最大排ガス量4万Nm³/時以上又は平均 排水量1万m³/日以上 | — |
| ⑩畜産施設 | 豚舎 牛舎 | 飼育頭数5000頭以上 飼育頭数500頭以上 | — — |
| ⑪土又は岩石の採取 | | 面積50ha以上 | — |
| ⑫土地区画整理事業 ※ | | 面積100ha以上 | 面積50ha以上100ha未満 |
| ⑬流通業務団地造成事業 ※ | | 面積100ha以上 | 面積50ha以上100ha未満 |
| ⑭宅地の造成 ※ | | 面積100ha以上 | 面積50ha以上100ha未満 |
| ⑮レクリエーション施設 ※ | | 面積50ha以上 | — |
| ⑯複合開発事業(上記※のものを併せて複数実施するもの) | | 各事業の面積比の合計が1以上のもの | 面積の合計50ha以上 |
| ○港湾計画 | | 埋立・掘込み面積150ha以上 | |

(注1) 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

(注2) 「特別地域」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。

文化環境評価システム

(環境共生課)

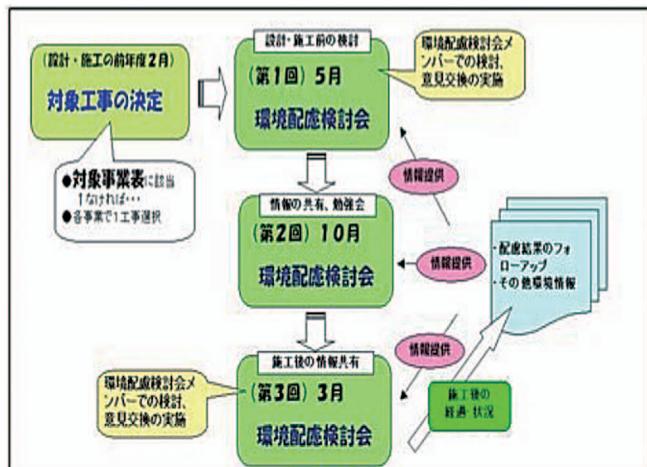
○概要

県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全序的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、事業費が一定規模以上の工事等について、工事発注前に検討会を開催し、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において必要と思われるものについて検討を行い、工事終了後は実施した配慮項目について情報発信・情報共有をしています。

【システムフロー】



○配慮方針

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「共通配慮事項」と、事業種別ごとに異なる「個別配慮事項」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目を設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに3~13項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事の環境影響について検討します。

文化環境配慮方針の配慮項目



詳しくは、下記URLを参考にしてください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/bunka-kankyo-sys.html>

○環境配慮検討会の様子



環境配慮検討会の様子(H22.5)



環境配慮勉強会の様子(H22.9)

○平成22年度の具体的な配慮例

平成22年度の事業（工事）で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

■国道441号道路改築（網代トンネル第一工区）工事（一般道路事業）

【工事概要】

トンネル工 L = 1,908m

(施工場所) 四万十市西土佐橋

(工期) 平成20年9月～平成23年3月

(工事費) 1,283,119 (千円)

【主な環境配慮】

- ・トンネル掘削時の濁水は、凝集剤により固形物

を除去し炭酸ガスによりPH調整処理を行った後（pH：6.5～7.5, SS：15mg/L）に普通河川を経て四万十川に放水しました。

- トンネル坑口部は、現地形の改変量が最も少ない抗門形式（竹割式）とし、表面に露出するコンクリート面を極力少なくするとともに、必要最低限の施工となる切土法面を植生タイプの補強土壁工で被覆することにより周辺景観に配慮した工法としました。（写真1）



（写真1）周辺景観と調和したトンネル坑口デザインの採用

■加領郷漁港地域水産物供給基盤整備工事 (漁港整備事業)

【工事概要】

沖防波堤工 L = 20m
(施工場所) 安芸郡奈半利町加領郷
(工期) 平成21年10月～平成22年3月
(工事費) 265,650 (千円)

【主な環境配慮】

- 捨石投入を水面に極力近づけて、水質汚濁を抑え、サンゴへの影響を少なくしました。（写真2）
- 工事用看板や型枠等へ間伐材を積極的に利用しました。
- 低騒音型・排出ガス対策型機械の使用により騒音、大気汚染を抑制しました。



（写真2）水面に極力近づけた捨石投入

■森林基幹道開設事業 土居柳野線1工区工事 (林道整備事業)

【工事概要】

林道開設 L = 340m

(施工場所) 吾川郡いの町下八川

(工期) 平成21年7月～平成22年3月

(工事費) 56,974 (千円)

【主な環境配慮】

- 排水側溝において、小動物の脱出経路を確保しました。
- 急峻な地形の山岳道のため、法面の崩壊防止や水路への法面からの落下物を防止する緑化と柵工を実施しました。
- 柵工には丸太を利用し、切土法面直下や盛土法面直下に施工することによって、自然景観に配慮するとともに、県産材の利用促進も図りました。（写真3）



（写真3）県産材を使用した丸太柵工

■大谷NO.2奥地保安林保全緊急対策工事 (治山事業)

【工事概要】

谷止工1基 L = 79m
(施工場所) 安芸郡北川村大谷
(工期) 平成22年3月～平成22年12月
(工事費) 100,975 (千円)

【主な環境配慮】

- 降雨時の増水により、濁水が下流へ直接流出しないように沈殿池を設置しました。（写真4）
- 掘削した土砂をセメントと混合し、谷止工の施工材料にしました。
- 現地発生材料（石）を工事に有効利用しました。



（写真4）河川への濁水防止のため沈殿池を設置

■誠和地区田園交流基盤整備道道路その3

工事（農道整備事業）

【工事概要】

道路工 L = 360m

(施工場所) 安芸郡奈半利町誠和

(工期) 平成22年5月～平成22年10月

(工事費) 68,022(千円)

【主な環境配慮】

- ・現況地形を保全するため、河川（長谷川）に道路構造物が入らないように道路法線を設定するなど、生態系、自然環境に負荷がかからない配慮を行いました。（写真5・6）



(写真5)施工前



(写真6)施工後:河川に道路構造物が入らないように道路法線を設定

○平成23年度の取組

平成23年度は、次の全11工事を対象として環境配慮を進めています。

| | | | |
|---------|---|------------|------|
| ■一般道路事業 | 3 | ■河川事業 | 1 |
| ■砂防関係事業 | 1 | ■港湾建設事業 | 1 |
| ■漁港整備事業 | 1 | ■林道整備事業 | 1 |
| ■治山事業 | 1 | ■用排水施設整備事業 | 1 |
| ■ほ場整備事業 | 1 | | 計 11 |

それぞれの工事において、予算的な制約はあります。今後さらに職員による文化や環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めています。

本庁舎の雨水利用システム

(管財課)

○概要

平成13年2月15日から本庁舎屋上（約2,000m²）に降った雨を、地下貯留槽に貯水し、県庁周辺のわき水と合わせてポンプで本庁舎屋上にある雨水利用高架水槽にくみ上げ、本庁舎の21ヵ所のトイレ用洗浄水として利用しています。

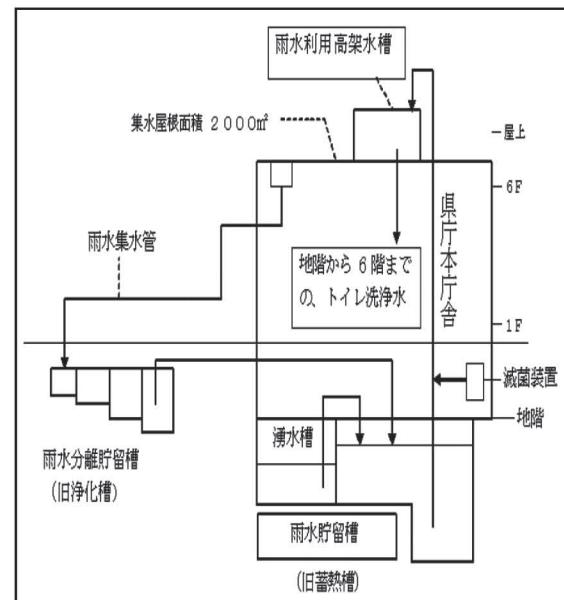
地下貯留層は、使われなくなった旧蓄熱槽や旧浄化槽などの遊休施設を活用していますので、この雨水利用システムの事業費は約1,500万円に抑えました。

このシステムにより、平成21年度実績ではトイレ洗浄水の約80%を雨水等でまかない、年間280万円程度の節減となっています。

なお、本庁舎等耐震改修工事施工に伴い、当システムは平成22年6月から使用を休止しており、平成24年度に再稼働予定となっています。



雨水利用高架水槽(本庁舎屋上)



雨水利用装置の概要「庁舎設置略図」

本庁舎等における省エネルギー化 及びCO₂削減の取組

(管財課)

○概要

1 本庁舎省エネルギー化対策事業

庁舎で最大の電力を消費している照明のうち、執務室の照明器具について、平成21年度に省エネルギー型蛍光灯器具に取り替えることにより、庁舎の省エネルギー化及びCO₂削減を図りました。

2 集中管理県有自動車低公害車促進事業

管財課で集中管理している公用車30台のうち、年数、走行距離ともに更新基準を大幅に超えている車両25台について、平成21年度から平成22年度にかけて環境対応型車両（ハイブリッド車など）に更新することにより、CO₂発生の抑制と燃料費等経費の削減を図りました。

3 地上デジタル放送対応機器整備促進事業

県の庁舎に配置しているブラウン管型テレビ受像器（210台）について、平成21年度に地上波デジタル放送の受信が可能な液晶型テレビ受像器に更新することにより、緊急情報を遅滞なく収集するとともに、使用電力の削減によるCO₂発生の抑制を図りました。

高知県文化環境功労者表彰

(文化・国際課)

○概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね5年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成22年度までに92の個人・団体を表彰しています。また、環境関係では、24の個人・団体を表彰しています。

■表彰分野

- ①芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの

- ②地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- ③自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- ④消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画など県民生活の向上に尽くしたもの

■平成22年度受賞者（団体を含む）

| | |
|---------|---------------------|
| 文化財の保護 | 徳弘 秀綱 |
| 文化芸術の振興 | 高橋 正 |
| 自然環境の保護 | 神田 優 |
| 国際交流 | 南国市国際交流協会 |
| 自然環境の保護 | 高知県立高知海洋高等学校フィッシング部 |

■表彰実績

| 年 度 | 回 数 | 受賞者 (団体) | 受賞分野 | | | | | | | |
|--------|--------|-------------|--------------|----------------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-------------|
| | | | 文化 芸 術 | 文 化 財 の 保 護 | 生 活 文 化 | 国 際 交 流 | 自 然 環 境 の 保 護 | 環 境 の 保 全 | 県 民 生 活 の 向 上 | そ の 他 |
| 8 | 1 | 4 | 2 | 1 | | | | | 1 | |
| 9 | 2 | 7 | 5 | | | 1 | | 1 | | |
| 10 | 3 | 5 | 2 | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 11 | 4 | 7 | 1 | 2 | | 1 | | 3 | | |
| 12 | 5 | 5 | | 2 | | 2 | | 1 | | |
| 13 | 6 | 9 | 5 | 2 | | 1 | | 1 | | |
| 14 | 7 | 6 | 3 | 1 | | 1 | | 1 | | |
| 15 | 8 | 7 | 4 | 1 | | 1 | | 1 | | |
| 16 | 9 | 7 | 3 | 1 | 1 | | | 2 | | |
| 17 | 10 | 7 | 2 | 1 | | 2 | | 2 | | |
| 18 | 11 | 7 | 1 | 4 | | 2 | 2 | | | |
| 19 | 12 | 6 | 2 | 2 | | 2 | 2 | | | |
| 20 | 13 | 6 | 1 | 2 | | 1 | 1 | | 2 | |
| 21 | 14 | 4 | 2 | | | 1 | | 1 | 1 | |
| 22 | 15 | 5 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | |
| 合 計 | | | 92 | 34 | 20 | 1 | 16 | 8 | 16 | 3 |
| | | | | | | | | | | 1 |

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

高知県文化環境
アドバイザー制度

(林業環境政策課)

○概要

この制度は、文化や環境に関する各分野の専門家を文化環境アドバイザーとして委嘱し、県等の行う公共事業などについて、環境や景観への配慮やデザイン等についての提案、アドバイスを受け、高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するため、平成7年8月に創設しています。

現在は、文化環境アドバイザーとして、22名の方に委嘱しています。

■文化環境アドバイザーの業務

- ①県等が建設（修繕を含む）する公共施設の景観、緑化、デザイン、色彩等に関する提案、アドバイス
- ②県等が作成する刊行物のデザイン等に関する提案、アドバイス
- ③モデルケースとなる公共施設、景観、まち並み等の顕彰
- ④景観、緑化、デザイン等に関する普及啓発のための研修、講演
- ⑤高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するにあたっての提案、アドバイス
- ⑥その他景観、緑化、デザイン等のレベルアップに必要な事項

※上記以外にも、文化や環境に関することについて、相談やアドバイスを受けることができます。

■文化環境アドバイザーリスト
(委嘱期間2年:H22.2.1~H24.1.31)

| 分野 | 氏名 | 職業等 |
|-------------|--------|--|
| まちづくり・景観・建築 | 上田 勇世 | (社)日本建築学会評議員 (株)上田建築事務所代表取締役 |
| | 松村 みち子 | タウンクリエイター代表 まちづくりコンサルタント(都市プランナー) |
| | 進士 五十八 | 東京農業大学教授 |
| | 篠原 修 | 政策研究大学院大学教授 |
| | 稻田 純一 | 技術士(都市及び地方計画) シンガポール国立公園公団コンサルタント |
| | 佐藤 泰一郎 | 高知大学農学部准教授 |
| | 石井 忠彦 | Care Taker(ケアティカー) |
| | 重山 陽一郎 | 高知工科大学システム工学群 建築・都市デザイン専攻教授 |
| | 山崎 勇右 | 高知大学名誉教授 |
| | 藤原 美江 | (株)フジ・アート代表取締役 |
| 自然環境 | 中川 浩二 | 山口大学名誉教授 |
| | 福留脩文 | (株)西日本科学技術研究所代表取締役 国土交通省四国地方整備局自然環境アドバイザー |
| | 澤良木 庄一 | 四万十川自然科学研究所所長 高知県自然観察指導員連絡会顧問 |
| | 濱田 吉成 | 日本樹木医会高知県支部長 |
| | 山岡 耕作 | 高知大学大学院総合人間自然科学 研究科教授 |
| | 澤田 佳長 | 野生生物環境研究センター (財)日本鳥類保護連盟評議員 |
| | 中村 滉男 | 高知県生態系トラスト協会会長 |
| デザイン | 今井 嘉彦 | 高知大学名誉教授 |
| | 岩瀬 文人 | (財)黒潮生物研究財団 黒潮生物 研究所所長 |
| | 石川 慎吾 | 高知大学理学部教授 |
| デザイン | 長澤 忠徳 | 武蔵野美術大学教授 デザインコンサルタント |
| | 加藤 俊男 | (有)イメージラボテクスト代表取締役 |

高知県グリーンニュー ディール基金事業

(新エネルギー推進課、環境対策課、木材産業課、港湾・海岸課)

○概要

高知県では平成21年度に、国からの二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金及び地域環境保全対策費補助金の交付金を基に基金（高知県グリーンニューディール基金）を造成し、この基金を活用して、地球温暖化等の喫緊の環境問題の解決に向けて取り組んでいます。

【基金総額】 847,000千円

【基金事業実施期間】 H21～H23年度

○基金の目的

この基金は、以下1～4の様々な分野における地域の取組を支援するものです。

【対象分野】

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 アスベスト廃棄物や不法投棄等の監視
- 3 微量P C B廃棄物の処理推進
- 4 海岸漂着物の回収、処理の推進

○各分野における事業の概要

1 地球温暖化対策の推進に係る事業

(1) 高知県公共施設等省エネ・グリーン化推進事業（新エネルギー推進課）

CO₂排出削減をハード面から行う省エネ改修等の市町村又は民間事業者が行う公共施設等省エネ・グリーン化推進事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助します。

【平成22年度実績】

高知県（4施設 103,283千円）

市町村（6市町村 105,723千円）

民間事業者（9事業者 58,439千円）

(2) 高知県木質バイオマスエネルギー利用促進事業（木材産業課）

市町村がCO₂排出削減を行うため、木質バイオマスエネルギー利用施設を整備する経費に対し、予算の範囲内で支援します。

カーボンニュートラルの特性を持ち、重油の代替となる木質バイオマス燃料の利用を通じて、地域の二酸化炭素排出量削減を促進するとともに、地域産業の振興、雇用の創出、吸収源となる森林整備の推進をめざします。

【平成22年度実績】

安芸市

（木質ペレットボイラー9台 42,001千円）

梼原町

（木質ペレットボイラー3台 17,199千円）
四万十町（業務費（ペレット配送等）4,511千円）



施設園芸ハウスとペレットサイロ（安芸市）



木質ペレットボイラー（安芸市）

2 不法投棄等の監視に係る事業

不法投棄・散乱ごみ監視等事業（環境対策課）

市町村が新たに雇用したパトロール等の要員が、不法投棄の監視業務等を行うために必要な経費を補助し、不法投棄を防止します。

【平成22年度実績】

安芸市（2,500千円）

南国市（2,491千円）

宿毛市（1,584千円）



不法投棄のパトロール・回収の状況（南国市）

3 微量P C B混入廃電気機器等の処理推進に係る事業

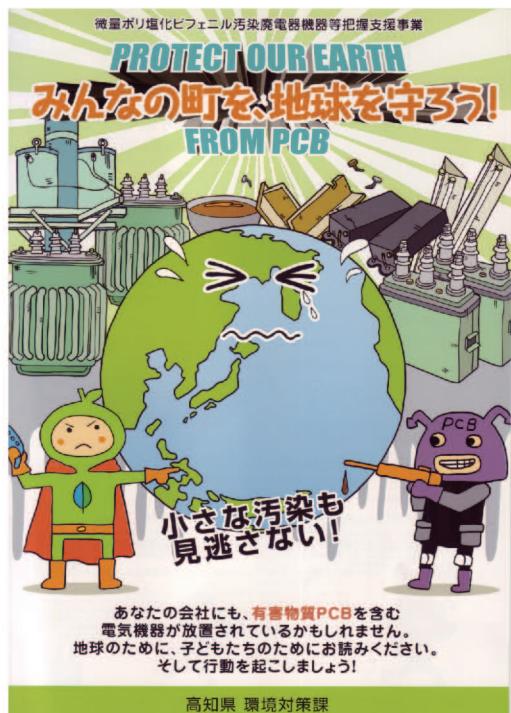
微量P C B混入廃電気機器等把握支援事業 (環境対策課)

高知県内において、微量P C Bに汚染している可能性のある電気機器を有する事業者が、機器のP C B濃度を測定してP C B汚染物かどうかを判定することに対し補助を行い、P C Bに汚染している可能性のある機器の状況を把握し、P C B汚染物を法で定められた処理期限(平成28年7月)までに処分を行うことにつなげていきます。

【平成22年度実績】

高知県微量P C B混入廃電気機器等把握支援事業(6,594千円)

高知県微量P C B混入廃電気機器等把握事業(525千円)



微量PCB啓発パンフレット

【平成22年度実績】

高知県(委託費等 20,077千円)

大月町(補助金 1,000千円)



漂着状況(大月町小才角海岸)



漂着物の清掃作業の様子



清掃完了

4 海岸漂着物の回収、処理の推進に係る事業

海岸漂着物地域対策推進事業(港湾・海岸課)

県及び市町村が管理している海岸で、海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域で実施する海岸漂着物の回収・処理事業です。

市町村が管理している海岸で実施する海岸漂着物の回収・処理事業については、漂着物の回収・処理事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助します。